令和6年12月18日

国立情報学研究所 トップエスイープロジェクト

(趣旨)

第1条 この要領は、情報・システム研究機構国立情報学研究所が実施するトップエスイープログラム(以下「トップエスイー」という)について、必要な事項を定める。

(理念)

第2条 トップエスイーは、IT に関する最先端技術を産業に生かすべく、産業界における 科学的な手法に立脚したソフトウェア技術の理解と活用、および新たな技術や活用ノウ ハウによる課題解決・価値創造を促進する。

(目的)

第3条 トップエスイーは、前条の理念を達成するために、産業界・学術界における一流 の研究者、技術者による講義、実習、実践的な研究指導を行う。これにより、科学的手 法に立脚し先端技術を持ったソフトウェア技術者を育成するとともに、そのような技術 者が新たな技術や活用ノウハウを創出するための場を提供する。

(運営)

- 第4条 国立情報学研究所所長の指示により、国立情報学研究所の教職員からトップエス イープログラム代表(以下「代表」という)を定める。
- 2 代表は、トップエスイーの運営を行うトップエスイープログラム運営部会(以下「運営部会」という)を構成し、次の各号に掲げる事項を行う。
 - ー トップエスイーの将来方針の策定に関すること
 - 二 トップエスイーの運営に関する事務の連絡調整に関すること
 - 三 トップエスイーの予算及び決算に関すること
 - 四 その他トップエスイーの運営に関し必要な事項に関すること

(教育プログラム)

- 第5条 トップエスイーが実施する教育プログラムは、次の各号に掲げるものとする。
 - トップエスイーコース (ソフトウェア技術者向けの基礎技術を習得するコースとして、「講義」及び「ソフトウェア開発実践演習」を行う)
 - 二 アドバンス・トップエスイーコース(前号の基礎技術を前提としてさらに先端的な 技術を習得するコースとして,「講義」,「プロフェッショナルスタディ」及び「最 先端ソフトウェア工学ゼミ」を行う)
- 三 講義・セミナー選択受講 (第一号・第二号における「講義」の一部,あるいは不定期に開催するセミナーを受講する)

(受講期間)

- 第6条 トップエスイーコース及びアドバンス・トップエスイーコース (以下「年間コース」という) の受講期間は、4月1日から翌年3月31日までの一年間とする。
- 2 講義・セミナー選択受講における受講期間は、必要に応じて別途定めるものとする。

(受け入れ制度)

第7条 受講生は情報・システム研究機構における以下の制度に基づき,国立情報学研究所への受け入れを行う。

- ー トップエスイーコース:受託研究員制度による受け入れを行う。
- 二 アドバンス・トップエスイーコース:共同研究制度(研究者受け入れあり)による受入れを行う。
- 三 講義・セミナー選択受講:受託研究員制度による受け入れを行う。
- 四 上記のほか,国立情報学研究所および,運営部会と受講生およびその所属機関との協議により,適切な受け入れ形式を定める。
- 2 適用される制度に応じ、受講料、秘密保持、知的財産および著作物の扱い、その他の 事項について、情報・システム研究機構の規定が定めるところに従う。運営部会は必要 に応じて、本実施要領および別途定める文書により、より具体的な規定を定める。
- 3 適用される制度に応じ、運営部会が定めた範囲で、国立情報学研究所の施設が利用可能となる。

(受講生の決定)

- 第8条 トップエスイーの受講を希望する者は、所定の期日までに、希望する教育プログラムを示して受講を申請しなければならない。
- 2 年間コースの受講生の決定は、選考によって行うものとする。
- 3 選考の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 協賛企業の推薦を受けた者においては、書類審査とする。
 - 二 前号以外の者においては、書類審査、筆記試験及び口頭試問とする。
- 4 前項の選考は、運営部会が審査委員会を設けて行うものとする。
- 5 運営部会は、第3項による選考の結果、トップエスイーの受講をさせることを決定した合格者に対して、その旨を通知するものとする。

(単位の認定)

- 第9条 各講義において、取得単位を1単位又は2単位のうちから定め、所定の審査に合格することによりその単位を認定する。
- 2 一回の受け入れにおいて認定された単位は、二回目以降の受け入れにおいてもすでに 認定されたものとして引き継ぐことができる。

(修了)

- 第10条 トップエスイーコースの修了には、次の各号に定める要件を要する。
 - 一 10単位相当の科目の認定を受けていること
 - 二 ソフトウェア開発実践演習の審査に合格していること
 - 三 第一号および第二号の要件を満たしたものにはトップエスイーの称号を付与する。
 - 四 第一号のみの要件を満たしたものにはトップエスイーアソシエイトの称号を付与する。
- 2 講義・セミナー選択受講の受け入れ形式による受講生に対しても、前項第四号を適用する。
- 3 アドバンス・トップエスイーコースの修了には、次の各号に定める審査の合格を必要 とする。なお、講義については、修了の要件として含まないものとする。
 - 一 最先端ソフトウェア工学ゼミの審査に合格していること
 - 二 プロフェッショナルスタディの審査に合格していること
- 三 第一号および第二号の要件を満たしたものにはアドバンス・トップエスイーの称号を付与する。
- 4 運営部会は、当該年度のトップエスイーを修了した受講生に修了証書を授与する。

(受講料)

- 第11条 受講費用の金額は、第11条における各制度に応じ、情報・システム研究機構における規定に従った方法により、トップエスイーの実施に要する費用等を勘案して運営部会が定める。
- 2 受講料は、受講の申請を受理するときに徴収する。
- 3 既納の受講料は、受講の有無その他理由の如何を問わず返還しないものとする。

(受講の中断等)

- 第12条 年間コースの受講の中断等の取り扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 退学: 退学とは、受講生の意思に基づき年間コースの受講を途中で中止することをいう。協賛企業の推薦による受講生については、その推薦企業の了解を必要とする。退学の場合、受講料は返還されないものとする。
 - 二 休学:休学とは、受講生の意思に基づき年間コースの受講を途中で休止し後に再開することをいう。休学期間は、運営部会が特に認める場合を除き最長1年とし、休学は1回に限るものとする。休学期間中の受講料は原則として徴収しないが休学期間が1年を超える場合には運営部会は受講料を徴収することができる。協賛企業の推薦による受講生については、休学にはその推薦企業の了解を必要とする。なお、休学の期間は、コースの受講期間に含めないものとする。
 - 三 復学:復学とは、休学の状態から受講を再開することをいう。運営部会は休学の際 に受講生から申請のあった時期と異なる時期の復学を拒むことができる。
 - 四 除籍:除籍とは、特定の受講生について受講態度不良その他の理由がある場合に、 運営部会がその裁量により受講を中止させることをいう。除籍の場合、受講 料は返還されないものとする。
 - 五 延長:延長とは、受講生の意思に基づき受講期間を延長することをいう。受講生は、 延長について追加の受講料を支払うことを要する。
 - 六 編入:編入とは、トップエスイーコースを受講中の受講生が、アドバンス・トップ エスイーコースへの転入を認められることをいう。編入を希望する受講生は、 所定の編入申請手続きを行い、運営部会の承認を得ることを必要とする。な お、編入を認められた受講生は、編入のために受講料の差額を支払うものと する。

(教材等の取り扱い)

- 第13条 講義等における教材の著作権は、担当する講師等がそれを作成した立場及び経緯に応じ、講師個人・講師所属機関等の帰属先が定まる。運営部会は、教材についてトップエスイー運営の目的のための複製・頒布を行うことができる。
- 2 トップエスイーの講義等における教材及び関連資料について、それを講義において表示、配布する講師から秘密情報である旨の明示的な指定がある部分は、秘密情報として扱う。
- 3 受講生が所属企業等における教材の複製・頒布等を希望する場合には、著作権者の許 諾が必要であり、担当講師に依頼して該当教材の権利者から許可を受けるものとする。

(知的財産権)

第14条 受講中に発生した知的財産権の取り扱いについては、第11条で定めた受け入れ制度に応じ、情報・システム研究機構の規定に従う。規定において具体的な取り扱いを定めず別途協議が必要である場合、運営部会の仲介の下で、受講生と担当講師等該当する当事者間での協議を行うものとする。

(ロゴの利用)

第15条 年間コースの修了生は、運営部会に申請してその承認を得ることにより、トップエスイーのロゴを名刺等に利用することができる。利用許諾期間その他の取り扱いについて、受講生は運営部会の指示に従うものとする。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、トップエスイーの実施に関し必要な事項は、運営部会において、別に定める。

附則

この要領は、受講が令和7年度に行われる受講生の受け入れ手続き以降に適用する。